いわき市廃棄物減量等推進審議会（審議会の法令上の根拠）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

|  |
| --- |
| （廃棄物減量等推進審議会）第五条の七　**市町村は、**その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、**廃棄物減量等推進審議会を置くことができる**。２　廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。 |

○いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

|  |
| --- |
| 第６章　廃棄物減量等推進審議会（審議会の設置）第31条　**一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、いわき市廃棄物減量等推進審議会**（以下「審議会」という。）**を置く**。（審議会の組織）第32条　審議会は、委員20人以内で組織する。２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。(1)　学識経験を有する者(2)　各種団体の代表者(3)　関係行政機関の職員(4)　その他市長が必要と認める者３　**委員の任期は、２年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。４　委員は、再任されることができる。（委任）第33条　前２条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 |

○いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抜粋）

|  |
| --- |
| 第６章　廃棄物減量等推進審議会（会長及び副会長）第30条　条例第31条の審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。２　会長は、その会務を総理し、審議会を代表する。３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。（会議）第31条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（部会）第32条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。４　部会長は、部会の事務を掌理する。５　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。（関係者の出席）第33条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。（庶務）第34条　審議会の庶務は、生活環境部ごみ減量推進課で処理する。（委任）第35条　第30条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 |